

# 旅 客 営 業 規 則

えちごトキめき鉄道株式会社

# 目 次

## 第1編 総 則

第 1 条 この規則の目的 .....	1
第 2 条 適用範囲 .....	1
第 3 条 用語の意義 .....	1
第 4 条 消費税等の課税の運賃・料金及び消費税免税の運賃・料金 .....	1
第 5 条 運賃・料金前払の原則 .....	2
第 6 条 契約の成立時期及び適用規定 .....	2
第 7 条 旅客の運送等の制限又は停止 .....	2
第 8 条 運行不能の場合の取扱方 .....	2
第 9 条 営業キロの端数計算方法 .....	3
第 10 条 期間の計算方法 .....	3
第 11 条 乗車券類等に対する証明 .....	3
第 12 条 旅客等の提示又は提出する書類 .....	3

## 第2編 旅客営業

### 第1章 通 則

第 13 条 特別急行料金等を收受する列車の施設の表示 .....	4
第 14 条 乗車券類の購入及び所持 .....	4
第 15 条 整理金の所持 .....	4
第 16 条 営業キロ .....	4
第 17 条 駅員無配置駅の旅客の取扱方 .....	4

### 第2章 乗車券類の発売

#### 第1節 通 則

第 18 条 乗車券類の種類 .....	5
----------------------	---

第 19 条 乗車券類の発売箇所及び発売方法	5
第 20 条 乗車券類の発売範囲	5
第 21 条 乗車券類の発売日	6
第 22 条 乗車券類の発売時間及び発売区間	6
第 23 条 特別の乗車券類の発売	6
第 24 条 割引乗車券類の発売の制限	6
第 25 条 割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	6
第 26 条 割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合	7

## 第 2 節 普通乗車券の発売

第 27 条 普通乗車券の発売	8
第 28 条 被救護者割引普通乗車券の発売	8
第 29 条 被救護者割引証	8

## 第 3 節 定期乗車券の発売

第 30 条 通勤定期乗車券の発売	10
第 31 条 通学定期乗車券の発売	10
第 32 条 定期乗車券の一括発売	11
第 33 条 割引定期乗車券の発売	12

## 第 4 節 普通回数乗車券の発売

第 34 条 普通回数乗車券の発売	13
第 35 条 通学用割引普通回数乗車券の発売	13

## 第 5 節 団体乗車券の発売

第 36 条 団体乗車券の発売	15
第 37 条 団体旅客の運送上の区分	15
第 38 条 団体旅客運送の申込	16
第 39 条 団体旅客運送の引受	18
第 40 条 責任人員及び保証金	18
第 41 条 一部区間不乗の団体乗車券の発売	18

第 42 条 団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等	19
---------------------------------	----

## 第 6 節 特別急行券の発売

第 43 条 特別急行券の発売	20
-----------------	----

# 第 3 章 旅客運賃・料金

## 第 1 節 通 則

第 44 条 旅客運賃・料金の種類	21
第 45 条 旅客運賃・料金計算上の営業キロの計算方	21
第 46 条 旅客の区分及びその旅客運賃・料金	21
第 47 条 小児の旅客運賃・料金	22
第 48 条 割引の旅客運賃・料金	22
第 49 条 旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止	22
第 50 条 旅客運賃・料金の概算収受	22

## 第 2 節 普通旅客運賃

第 51 条 大人片道普通旅客運賃	23
第 52 条 乗継割引普通旅客運賃	23
第 53 条 往復普通旅客運賃	23

## 第 3 節 定期旅客運賃

第 54 条 大人定期旅客運賃	24
第 55 条 中学校、高等学校等に対する割引定期旅客運賃	24
第 56 条 乗継割引定期旅客運賃	24
第 57 条 端数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃	24

## **第4節 普通回数旅客運賃**

第 58 条 普通回数旅客運賃	25
第 59 条 通学用割引普通回数旅客運賃	25

## **第5節 団体旅客運賃**

第 60 条 団体旅客運賃	26
第 61 条 団体旅客運賃の計算方法	26
第 62 条 実際の乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃	27
第 63 条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算	27

## **第7節 特別急行料金**

第 64 条 大人特別急行料金	28
第 65 条 団体旅客に対する特別急行料金	28

## **第8節 特別車両料金**

第 65 条 の 2 特別車両料金	29
第 65 条 の 3 団体旅客に対する特別車両料金	29

## 第4章 乗車券類の効力

### 第1節 通 則

第 66 条 乗車券類の使用条件	30
第 67 条 乗車券類の効力の特例	30
第 68 条 券面表示事項が不明又は不備の乗車券類	30
第 69 条 不乗区間にに対する取扱い	30
第 70 条 有効期間の起算日	30
第 71 条 小児用乗車券類の効力の特例	31
第 72 条 乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い	31

### 第2節 乗車券の効力

第 73 条 有効期間	32
第 74 条 繼続乗車	32
第 75 条 途中下車	32
第 76 条 定期乗車券による座席を指定した車両等への乗車禁止	32
第 77 条 普通回数乗車券の同時使用	32
第 78 条 割引普通回数乗車券の効力	33
第 79 条 改氏名の場合の定期乗車券の書替	33
第 80 条 乗車券が前途無効となる場合	33
第 81 条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	33
第 82 条 定期乗車券が無効となる場合	34
第 83 条 学生用割引乗車券等の効力	35
第 84 条 通学定期乗車券等の効力	36

### 第3節 特別急行券の効力

第 85 条 特別急行券の効力	38
第 86 条 特別急行券が無効となる場合	38

## **第5章 乗車券類の様式**

### **第1節 通 則**

第 87 条 乗車券類の表示事項	39
第 88 条 乗車券類の様式の変更	39
第 89 条 字模様の印刷	39
第 90 条 乗車券類の駅名等の表示方法	40
第 91 条 旅客運賃の割引等に対する表示	40

### **第2節 乗車券の様式**

#### **第1款 普通乗車券の様式**

第 92 条 片道乗車券の様式	41
第 93 条 往復乗車券の様式	43

#### **第2款 定期乗車券の様式**

第 94 条 定期乗車券の様式	44
-----------------	----

#### **第3款 普通回数乗車券の様式**

第 95 条 普通回数乗車券の様式	46
-------------------	----

#### **第4款 団体乗車券の様式**

第 96 条 団体乗車券の様式	47
-----------------	----

### **第3節 特別急行券の様式**

第 97 条 特別急行券の様式	50
-----------------	----

## 第4節 特別補充券の様式

第 98 条 特別補充券の発行	52
第 99 条 出札補充券、改札補充券及び車内補充券の様式	52
第100条 地図式特別補充券の様式	53

## 第6章 乗車券類の改札及び引渡し

### 第1節 通 則

第101条 乗車券類の改札	55
第102条 乗車券類の引渡し	55

### 第2節 乗車券の改札及び引渡し

第103条 普通乗車券の改札及び引渡し	55
第104条 定期乗車券の改札及び引渡し	55
第105条 普通回数乗車券の改札及び引渡し	55
第106条 団体乗車券の改札及び引渡し	56

### 第3節 特別急行券の改札及び引渡し

第107条 特別急行券の改札及び引渡し	56
---------------------	----

## 第7章 乗車変更等の取扱い

### 第1節 通 則

第108条 乗車変更等の取扱箇所	57
第109条 払いもどし請求権行使の期限	57
第110条 旅客運賃・料金の払いもどしをする場合の限度額	57
第111条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合の既収額	57

## 第2節 乗車変更の取扱い

### 第1款 通 則

第112条 乗車変更の種類	58
第113条 乗車変更の取扱範囲	58
第114条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限	58
第115条 乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間	58
第116条 別途乗車	58

### 第2款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

第117条 乗車券変更	59
-------------	----

### 第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

第118条 区間変更	60
------------	----

第119条 団体乗車券変更	60
---------------	----

## 第3節 旅客の特殊取扱

### 第1款 通 則

第120条 旅客運賃・料金の払いもどしに伴う割引証等の返還	61
第121条 乗車変更等の手数料の払いもどし	61
第122条 旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合	61
第123条 払いもどし手数料	61

### 第2款 乗車券類の無札及び無効

第124条 乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受	61
第125条 定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃の收受	62
第126条 乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃等の計算方法	62

第127条 特別急行券の無札及び不正使用の旅客に対する料金・増料金の收受	62
--------------------------------------	----

### 第3款 乗車券類の紛失

第128条 乗車券類紛失の場合の取扱方	63
第129条 再収受した旅客運賃・料金の払いもどし	63
第130条 団体乗車券紛失の場合の取扱方	63

### 第4款 任意による旅行の取りやめ

第131条 旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし	64
第132条 旅行開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃及び特別急行料金の払いもどし	64
第133条 旅行開始前の団体旅客運賃・料金の払いもどし	64
第134条 旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし	64
第135条 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	64
第136条 普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	65
第137条 旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどし	65
第138条 傷い疾病等の場合の証明	66
第139条 有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどしの特例	66

### 第5款 運行不能及び遅延

第140条 列車の運行不能又は遅延等の場合の取扱方	67
第141条 旅行中止による旅客運賃・料金の払いもどし	67
第142条 有効期間の延長	68
第143条 無賃送還の取扱方	68
第144条 旅客運賃・料金の払いもどし駅	69
第145条 不通区間の別途旅行の取扱方	69
第146条 定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし	69
第147条 特別急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方	70
第148条 運行不能・遅延等の場合のその他の請求	70

### 第6款 誤乗及び誤購入

第149条 誤乗区間の無賃送還	71
第150条 誤乗区間無賃送還の取扱方	71

第151条 乗車券類の誤購入の場合の取扱方	71
-----------------------	----

## 第8章 入場券

第152条 入場券の発売	72
第153条 入場券の種類及び料金	72
第154条 入場券の効力	72
第155条 入場券が無効となる場合	72
第156条 入場券の様式	73
第157条 入場券の改札及び引渡し	73
第158条 無札入場者	73
第159条 入場料金の払いもどし	74

## 第9章 手回り品

第160条 手回り品及び持込禁制品	75
第161条 無料手回り品	75
第162条 有料手回り品及び普通手回り品料金	76
第163条 普通手回り品切符	76
第164条 普通手回り品切符の効力	77
第165条 持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置	77
第166条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置	77
第167条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置	78
第168条 手回り品の保管	78

別表第1号 営業キロ程	79
別表第2号 割引の旅客運賃の種類、発売条件、割引率等	80
別表第3号 旅客運賃（営業キロ別運賃、普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃、 通学定期旅客運賃）	84
別表第4号 団体乗車券内訳表	91
別表第5号 危険品	93